

○流山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成29年3月29日規則第22号

令和4年2月20日 改正

令和6年2月6日 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(必要と認める図書等)

第3条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条第1項第1号に掲げる認定基準に適合することについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の確認を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合していることを証する書類（品確法第6条の2第4項の規定により住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書及び同条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。以下同じ。）に記載された場合を含む。以下「確認書等」という。）の写し
- (2) 前号の確認書等の写しを添付せず、かつ、登録住宅性能評価機関に長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が品確法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に適合するかどうかの審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合していることを証する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）又は建設住宅性能評価書（同条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）の写し

- (3) 第1号の確認書等の写しを添付せず、かつ、品確法第31条第1項又は品確法第33条第1項の登録を受けた者（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う品確法第31条第1項に基づく住宅型式性能認定（以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の住宅型式性能確認書を含む。以下「住宅型式性能認定書等」という。）の写し
- (4) 第1号の確認書等の写しを添付せず、かつ、住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (5) 第1号の確認書等の写しを添付せず、かつ、法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定（以下「計画の認定」という。）に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書（以下「同等性確認の結果の証明書」という。）をもってこれに代えることができる。）
- (6) 法第6条第1項第3号の規定による居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準及び同項第4号の規定による自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準に適合することが

明記された図書（設計説明書等に適合することが明記されている場合は不要とする。）

- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合にあつては、当該確認済証の写し
- (8) 既存住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とする場合にあつては、当該既存住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し
- (9) 代理者によって認定の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類

2 省令第2条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る計画の認定の申請のうち、住宅型式性能認定書等の写しを添えたものにあつては、計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（住宅型式性能確認書においては計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る計画の認定の申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

3 法第6条第2項の規定により認定申請者が建築基準法第6条第1項の規定による建築基準関係規定の審査の申出をする場合は、省令第2条第1項の規定に基づく図書に加えて、認定申請書の副本並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく確認申請書（以下「確認申請書」という。）の正本及び副本2部にそれぞれ必要な図書を添付するものとする。この場合において、構造計算適合性判定が必要となるときは、認定申請書、確認申請書及び図書を別に1部追加するものとする。

(認定しない旨の通知)

第4条 計画の認定の申請が、法第6条第1項に規定する基準に適合しないと認めるとき又は法第6条第6項の規定により認定することができないときは、認定しない旨の通知書(別記第1号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第5条 法第8条第1項の規定による変更認定の申請書が提出されたときは、第3条の規定を準用するものとする。

(認定事項変更届)

第6条 認定計画実施者は、認定通知書又は変更認定通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、法第9条及び法第10条に規定されている場合を除き、認定事項変更届(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(取下げ)

第7条 計画の認定、法第8条第1項若しくは法第9条第1項若しくは第3項の規定による変更認定又は法第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認を申請した者は、市長が認定、変更認定又は承認をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第3号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ届の副本に認定申請書副本を添えて、申請者又は委任状に記載された代理人に返還するものとする。

(取りやめ)

第8条 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届(別記第4号様式)に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、認定取消通知書(別記第5号様式)に認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者又は委任状に記載された代理人に返還するものとする。

(報告書の提出)

第9条 市長は、法第12条の規定により、認定長期優良住宅の建築が完了した認定計画実施者に対し、次に掲げる書類を添付した認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（別記第6号様式）の提出を求めるものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けている場合にあっては、当該検査済証の写し
- (2) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し、品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し又は施工者が記載した報告書

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める場合は、法第12条の規定により、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告書（別記第7号様式）の提出を求めるものとする。

（改善命令書）

第10条 法第13条第1項及び第2項の規定による命令は、改善命令書（別記第8号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の流山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の長期優良住宅の普及に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項並びに第10条の規定による申請について適用し、同日前の改正法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「改正前法」という。）第5条第1項から第3項

まで、第8条第1項、第9条第1項及び第10条の規定による申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の流山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条において準用する第3条の規定は、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。

附 則（令和6年2月6日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第6号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された様式が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。